

## 第104回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 令和3年10月26日（火）14:00～15:00
- ・ 場 所 302会議室（本館3号館3階）
- ・ 出席委員 今村委員長 大澤委員 石垣委員 伊東委員 篠原委員  
（委員の一部はオンラインで出席）
- ・ 実施機関 民生局健康部（コロナワクチン担当部）防疫情報システム担当課 坂本係長
- ・ 事務局 総務部総務課 笠原課長 藤井係長 守本
- ・ 傍聴者 1名

### 1 開 会

本審議会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができるシステムを利用する方法により行い、本審議会の長及び事務局が委員間で映像と音声即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人の確認をした。

### 2 議 題

- ・ 点検事項

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について（民生局健康部（コロナワクチン担当部）防疫情報システム担当課）

### 3 審議事項

- ・ 点検事項

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について（民生局健康部（コロナワクチン担当部）防疫情報システム担当課）

（説明要旨）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、行政機関の長等は、原則として特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を実施する必要がある。

しかし新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務については、既に特定個人情報ファイルを保有しているところ、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の緊急時の事後評価の適用対象となる。このことから、横須賀市個人情報保護条例第25条第1項第4号に基づく第三者による点検として、本審議会の意見を聴くものである。

まず事務局から、保護評価の概要、第三者点検における審査項目及び保護評価実施スケジュールについて説明した。

次に実施機関から、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務の内容、当該事務で取り扱う特定個人情報ファイル、当該ファイルを利用する事務、及び当該ファイルの取扱いプロセスにおける安全管理措置（リスク対策）について説明した。

（委員） ワクチン接種の案内について、年齢の高い方から順番に、他都市にも見ないくらいの回数で段階的に分けて、接種案内を送ったのだと思う。そのおかげで、私の番になった時には、混乱もなくスムーズに予約することができた。また、横須賀市における12歳以上の接種率をホームページで確認したところ、1回目終了者は8割ぐらい、2回目終了者も73%ぐらいであった。そのぐらい高い接種率ということであり、スムーズに進められていることに感謝している。

そして今回の全項目評価書について、事務の内容、情報漏えいなどのリスクの分析、その他の措置など、全ての項目を具体的な表記で、きちんと細かく丁寧に分析していると感じ入っている。

資料2の3番の特定個人情報ファイルを利用して行う事務について、①から⑤までの事務はシステムに係る事務として、きちんと研修を受けた特定の従事者がバーコードの読み取りなどの業務をしていることから、リスクが低いのではないかと思う。一方⑥と⑦の事務は、転入者、紛失者などの市民と直接、本人確認をしながら紙ベースでやり取りをすることになる。

また、全項目評価書の別添1事務の内容のフローチャートを見ると、上段の③は、医療機関等の接種会場からの接種記録の作成、送付について、システムで行う作業のことを記載しているのかもしれないが、予診票については、紙ベースで郵送や事務処理を行うことから、リスクが高いのではないかと思う。

このようなことを想像しながら考えたところ、これまで従事者への教育、研修がどのような方法で行われたのか、これまでに情報漏えい等の事故があったのか、その2点について伺いたい。

(実施機関) 資料2の3番の⑥番と⑦番について、窓口業務ということで懸念されていると思うが、システム上、これらの事務は個人番号を使う部分に該当しない。そのため、これらの事務の従事者からは、個人番号が全く見えない整理をしている。

その上で、個人番号でなくとも個人情報ではあるので、取扱いについて十分注意するといった、通常の個人情報の取扱いについての研修を実地で行っている。

事務の内容のフローチャート中、上段左下の③の接種記録作成、送付については、ご指摘のとおり紙の予診票を接種会場から市の事務室に紙ベースで送っていただく、あるいは直接取りに行くという方法としている。この点は本当に厳密に気を付けながら事務を行っている。具体的に紛失などが発生しないように、重々注意して行っている。

研修は特別なことを行っているわけではない。しかし、常にしっかりと上位の職員が確認しながら事務を行う、あるいは事務を単独の職員に行わせるのではなく、相互確認しながら進めるという方法を徹底している。

(委員) 1人ではなく、2人以上で必ず確認するということか。

(実施機関) そのように現場で教育している。

(委員) これまで事故等があったか。

(実施機関) 把握している限りでは、事故等はない。

(委員) 今後も、しっかりと継続してもらいたい。

(委員) 今の内容に関連して、横須賀市における接種機会というのは、現在どうなっているのか。

先ほどの質問の中にも、接種率の話があったが、若い人への接種機会について、現在も窓口が開いているのか、どのような走り具合になっているのかを伺いたい。

(実施機関) 私が所管しているのがシステムのことであるところ、お尋ねの内容が施策についてであるので、正確にお答えできる自信がない。しかし、国からワクチン

の接種のスケジュールが示され、説明会などが繰り返されている中で、状況がしっかり固まらないというのが、正直な現場の受け止めである。

ただ現時点では、接種を止める、または止めないということが決まっている状況ではない。そこは広報などで、しっかり周知しながら進めていく。

(委員) 私は、横浜で接種2回完了したところ、接種会場では医師と看護師、それから一般職員と思しき案内係が見受けられた。看護師が予診票を預かって記載するという手順の進行プロセスであったと思う。このような紙での情報伝達について、基本的には接種会場に管理者がいて管理しているということで良いか。

看護師などに対しては、接種の実務についての研修を行ったと思うが、事務作業についての研修を受ける機会は、おそくなかったのではないかと思う。その点、現場の動きはどうだったのか、監督体制があったのか等々について伺いたい。

(実施機関) 監督体制は、ご指摘のとおりしっかりしており、監督者をきちんと置いて運営している。

(委員) この審議での焦点は、地方で運用しているシステムと国のシステムとの連携、情報共有に際し、定型的にチェックする項目の点検ということで良いのか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) 別添1の事務の内容中、特定個人情報ファイル予防接種台帳について、紙ベースで送られてくる接種記録は、誰がそのシステムの台帳に入力しているのか。データの取扱者というのは誰になるのか。

(実施機関) 市職員、または実施機関の一部として市が委託している、横須賀市医師会の職員が入力している。

(委員) 例えば横須賀市の場合には、大規模接種会場と各医療機関での接種があると思うが、各医療機関の職員も個人情報ファイル台帳に直接入力しているのか。それとも、一旦市に情報を全て集約した上で、市側で入力して台帳に記録しているのか。

(実施機関) 後者である。紙ベースで市に集めたものを入力している。

(委員) 紙ベースでの管理は、市に届けられるまでは、各医療機関の現場担当者が行うのか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) そうすると、大規模接種会場であれば、先ほど話にあった、市が置いている管理者が管理しているということであろうが、各医療機関については、どのようにしているのか。

(実施機関) 各医療機関では、取りまとめたものを市へ送っていただく形となっている。

(委員) つまり、各医療機関に任せていて、特に研修等も行っていないということか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) 通常の医療行為における場合と同様に、個人情報の取扱いをしてくださいということか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) 私は、ワクチン接種完了等の情報を病院等から国へ提供する際、ファクスで病院等から保健所へ送信しており、医師が直接VRSに入力するものではないと聞いている。

一方、市の管理システムでは、紙媒体で記載されたものを誰かが集配し、これを業者に委託して、市のシステムに入力する。この審査のうえで、特定個人情報ファイルを一括でVRSに入力するということか。

(実施機関) VRSの使い方として、国が用意している入力の仕方が二通りある。1つは、タブレットを各医療機関に配布して入力してもらう方法である。しかし、本市では予防接種を行っている医療機関が150程度ある。そのため、全ての医療機関にタブレットでの入力をお願いするのは難しいと考え、本市ではこの方法をとっていない。

もう一つの入力の仕方は、市町村で持っている予防接種台帳システムから出力したものを、直接国のシステムであるVRSにCSVで入力するという方法がある。

本市は後者の方法のみ採用しており、医療機関及び接種現場では直接タブレットを使って入力していない。

(委員) それは、情報漏えいという点で、割としっかりしているということか。

(実施機関) 情報漏えいの点を配慮したこともあるが、接種記録の正確性という点での懸念もある。タブレットでは、OCRにより文字を自動認識するが、正しく入力されないことがある。それを懸念して、予診票を全て回収し、予診票を原本として記録を入力するという方法を本市では取っている。

(委員) 予診票の回収は、定期的に行っているという理解で良いか。

(実施機関) 随時回収している。

(委員) 私含め各委員は、やはりシステムへのデータ入力や、紙媒体による漏えいといった点において、個人情報の取扱いが非常に気になるところである。

一方、評価書ではデータになった後の管理、及び国への提出といった点を中心に整理、確認しているものと理解している。これらの点について、評価書中、例えば委託に係るページでは、「定めている」、「採択していない」といった具合でしっかり規定しており、特段質問はない。私は、評価書の内容面について問題はないと思う。

ただ、やはり紙媒体の実際の扱いがどうなのかという点は、少し心配になったところである。

(委員) 今、話に出たような点に各委員の関心は行き気味であるが、この評価書の点検については、これまで何度か経験しているところ。評価書は、国が設定した詳細な項目に対して回答するという形になっているので、その点では慣れている。

(委員長) それでは、他に意見がなければ、本日、本審議会において新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検を実施し、確認したということによろしいか。

(各委員) (了承)

#### 4 その他

次回審議会は、全庁に諮問案件があるかどうかを照会のうえ、案件がある場合には、令和4年1月31日(月)午前10時から開催する。

なお、次回審議会も、各委員はオンラインでの出席、会議室における出席のいずれも可能とする予定である。

#### 5 閉会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は15時00分に会議の閉会を宣した。